

福島県農業振興公社気象災害に伴う農作業委託料の取扱いに関する要領

第1 趣旨

財団法人福島県農業振興公社(以下「県公社」という。)は、農作業受委託契約に基づく委託料金について、気象災害による農作物の被害等により延納を受けたい旨の申出があった場合については、この要領の定めるところにより取扱うものとする。

第2 延納措置の対象

延納の対象となる契約は、気象災害による農作物の被害等により、委託料の支払延期について、受託農業者及び生産組織と協議が整った契約とする。

第3 延納期間

延納の期間は契約による納入日の翌年3月31日までとする

第4 延納の手続き

1. 延納措置を受けようとする場合は、延納申請書(様式1号)を農作業受委託契約調整機関(以下「調整機関」(市町村、農業委員会、土地改良区、経営改善支援センター等)という。)へ提出するものとする。
2. 調整機関は、前項の申出があった場合は、県公社が別に定める日までに延納申請書(様式2号)を県公社に提出するものとする。

第5 延納の決定

1. 県公社は、延納申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、延納することが適当と認めた場合は、速やかに延納の決定をし、延納通知書(様式3号)を調整機関に通知するものとする。
2. 延納に応じた場合の委託料の延納期日は県公社が別に定める日までとする。

第6 延納期間の利息

県公社は、延納期間について、その利息を付さないものとする。

第7 その他

この要領に定めがない事項については、県公社及び調整機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月29日から施行する。

(様式 1 号)

農作業委託料延納申請書

平成 年 月 日

調整機関の長 様

この度の気象災害による農作物の被害等により、先に締結した農作業受委託契約に基づく平成 年分の委託料の支払について、今回下記委託者と延納の協議が整いましたので、申請いたします。

記

NO	地区名	契約年月日	委託者	委託金額(税抜き金額)	委託料延納期日	備考
					平成 年 月 日	
					平成 年 月 日	
					平成 年 月 日	
					平成 年 月 日	
					平成 年 月 日	
					平成 年 月 日	

この延納措置により受託料の支払期日が延期になることについて異議ありません。

(受託者) _____ 印

